

パレスチナ自治区に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年3月23日

パレスチナ自治政府による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 3/23

(ポイント)

- 3月22日、パレスチナ自治区において、新型コロナウイルス対策として外出や移動制限を含む新しい措置が発表されましたので、邦人の皆様の滞在に影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられますので、イスラエル、パレスチナ当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(邦人の滞在に影響する主な措置)

- ・ 県をまたがる移動は禁止する。
- ・ 全てのパレスチナ人に対し、22日夜10時以降、自宅から出ることを禁止する。医療関係者、自営業者、薬局勤務者、パン屋、商店勤務者は例外とする。
- ・ 域外から来訪する全ての者に対し、各県に設置された隔離施設で14日間隔離措置を受けることを義務づける。
- ・ 銀行は非常事態として勤務を継続する。
- ・ 保健省、国民経済省、社会開発省、民政庁を除き、各県の省庁関連施設を閉鎖する。
- ・ PA治安機関が各県やその入り口に展開し、秩序を維持し、措置に違反する者には罰則を科す。
- ・ PAは十分な量の商品が供給されることを確保する。
- ・ これらの措置は3月22日以降、14日間継続する。

【参考】

パレスチナ国営通信を通じたシャタイエ首相の発表

<http://english.wafa.ps/page.aspx?id=eqRoFRa115474287984aeqRoFR>

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP : https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

在ラマッラ出張駐在官事務所（対パレスチナ日本政府代表事務所）

電話：(970-2) 298-3370/1

Fax：(970-2) 298-3313